

令和3年4月30日

市内高齢者施設長 市内介護保険事業所管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課長

高齢・介護施設等の従事者に対するPCR集中検査方法の変更等について（周知）

平素より、新型コロナウイルスの感染防止のためにご尽力いただき、誠にありがとうございます。
標記につきましては、クラスターが発生しやすく、症状が重症化しやすい高齢・介護施設等施設において、集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きいことから、早期発見・早期対応を図るため、3月より行政検査の体制を整え、皆様にご案内しているところです。

この度、5月11日（火）（予定）まで、本市がまん延防止等重点措置区域に指定されました。つきましては、感染防止対策を徹底するため、国の対処方針に基づき、下記のとおり、5月分のPCR検査については、月に1回から2週間に1回程度（月2回程度）と、実施回数を倍増いたします。

また、これと合わせ、5月1日より、市の委託先である検査機関が変更になり、申込方法が変更となりましたのでお知らせいたします。

本事業の趣旨にご理解をいただき、引き続きご協力をいただくとともに、コロナ対策の観点から、従事者の2週間に1回程度の受検の徹底について、特段のご配慮をいただけますよう、お願いいたします。

記

1 本市のまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴う対応について

5月分については、できる限り2週間に1回程度（月2回程度）の検査をお願いいたします。

※ 接種スケジュールについては、目安として、できる限り5月1日から15日の間に1回目を受検し、5月16日以降、1回目の受検後から2週間程度を空けて2回目の受検してください。

2 5月及び6月のPCR検査について

(1) 委託事業者の変更

市の委託事業者（検査機関）が、5月1日（土）より、「株式会社ナチュラリ（東京PCR衛生検査所）」に変更となります。

別紙「千葉市事業 高齢・障害者施設等従事者向け新型コロナウイルス感染症PCR検査事業」に掲載されているURLもしくはQRコードよりお申し込みください。詳しい検査申込から検査結果報告までの流れにつきましては、別紙をご覧ください。

(2) 申込期間等

① 申込期間 5月11日（火）まで

※ 6月以降の申込み方法については未定ですので、改めてご連絡いたします。

② 回数 2週間に1回まで

③ 対象者 市内の高齢介護関係施設・事業所の全ての従事者（介護・看護従事者だけでなく、事務、清掃、警備、調理など職種を問わず対象となります。）

※ 利用者や従事者の家族などは対象外です。

※ 医療みなしによる指定事業所は対象外です。

④ 検査費用 無料（各回ごとに一斉返送の場合）

(3) 申し込む際のご注意

- ① 検査を受ける従事者に、予め次の点を理解してもらってください。
 - ・検査結果は、後日、千葉市介護保険事業課にも通知されること。
 - ・結果が陽性だった場合には、事業者（申込者）あてに検査機関から連絡が入りますが、この連絡よりも前に検査結果が介護保険事業課に伝わる可能性があること。
 - ・検査結果が陽性だった場合には、保健所あての発生届の提出は、検査機関の提携医療機関の医師による診断の後、検査機関の提携医療機関が行うこと。
 - ・検査結果が陽性だった場合には、必ず検査機関の提携医療機関へ連絡し、診断を受けること。連絡・受診を行わない場合は、事業者（申込者）と協議の上、検査機関から直接連絡が入る可能性があること（その際は、ご連絡先を事業者から教えていただくこと）。
- ② 法人ごとなどではなく、必ずサービス種別ごとにお申込みください。
- ③ この検査は強制ではありませんが、全従事者が2週に1回の検査を受けていただきますよう、お願いします。
- ④ 陽性が出たことが確認された場合は、担当課へメール又は電話でご連絡ください。
- ⑤ 上記①のとおり、保健所あての発生届の提出は、検査機関の提携医療機関の医師による診断の後、検査機関の提携医療機関が行います。検査機関より連絡が来ますので、必ず陽性者に検査機関の提携医療機関へ連絡をし、診断を受けるよう、事業所からも働きかけて下さい。
また、連絡を行わない場合は、検査機関からも陽性者にご連絡を差し上げたいことから、必要な協力をさせていただきますよう、お願いいたします。

3 3月及び4月のPCR検査について

3月より「にしたんクリニック」を検査機関として検査体制を整え、皆様にご案内してきたところですが、委託事業者の変更に伴い、「にしたんクリニック」への検査申込期間は4月30日（金）で終了（にしたんクリニックへの検体容器の返送は5月6日（木）まで）となっております。

未だ申込みしながら受検していない施設等は必ず受検し、検査機関に検体を送付してください（受検をしない場合は、実費相当分を請求する場合があります）

4 その他 公益財団法人日本財団（以下「日本財団」）によるPCR検査事業について

本年2月24日から、日本財団が「高齢者施設従事者への無料PCR検査事業」を実施しており、千葉県内の高齢者施設も検査対象として追加されています。本市の検査以外でも、定期的な検査の一環としてご検討ください。詳しくは、日本財団ホームページをご確認ください。

【日本財団ホームページ】

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/2020corona/pcr-center>

(問い合わせ) 千葉市役所高齢障害部介護保険事業課企画指導班

(Mail) kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp 043-245-5068